

## 社会福祉法人共生会 役員等の報酬・旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「当法人」という。）の定款第9条、第23条及び評議員選任・解任委員会運営規程第5条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び旅費等に関する事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長、理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

### (報酬の支給)

第3条 役員等については、次のとおり報酬を支払う。

- (1) 理事長については、別表1により報酬を支払う。
- (2) 理事については、別表2により報酬を支払う。
- (3) 評議員、監事及び評議員選任・解任委員が会議に出席した場合は、別表3により報酬を支払う。
- (4) 役員等が入札等において立合いを行った場合は、別表4により報酬を支払う。
- (5) 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表4により報酬を支払う。
- (6) 監事が出納調査、決算監査及び法人監査において、監査の業務に当たった場合は、別表4により報酬を支払う。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月末日に支払うものとする。ただし、支払日が休日の場合は、前日に繰り上げて支払うものとする。
- (2) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは、控除して支給する。

### (旅費及び日当)

第5条 役員等が、当法人の業務のため研修会等に出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

### (適用除外)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

**(公表)**

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第8条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**(補則)**

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

**附 則**

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、評議員選任・解任委員の報酬については、平成29年2月3日より適用する。
- 2 平成14年4月1日制定の社会福祉法人共生会役員等の報酬・旅費規程については、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 1

区 分	報 酬
理事長	月額 400,000円

別表 2

区 分	報 酬
理 事	年額 60,000円 (法人及び施設の運営のための業務を含む。)

別表 3

区 分	報 酬
評議員	評議員会 日額 10,000円
監 事	会議等 日額 10,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会 日額 10,000円

別表 4

区 分	報 酬
役員等	日額 10,000円 (入札業務への立会い)
評議員	日額 10,000円 (法人及び施設の運営のための業務)
監 事	日額 10,000円 (出納調査、決算監査及び法人監査)